

議 案 第 72 号

松戸市学童災害共済条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市学童災害共済条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

学校教育法の改正に伴い、義務教育学校の記載を追加等するため。

松戸市学童災害共済条例等の一部を改正する条例

(松戸市学童災害共済条例の一部改正)

第1条 松戸市学童災害共済条例（昭和47年松戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校及び中学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部」に、「児童、生徒」を「児童又は生徒」に、「者」を「もの」に、「他市町」を「他市町村（特別区を含む。）」に改める。

(松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項、第3項及び第4項中「小学校」の次に「、義務教育学校又は特別支援学校の小学部」を加える。

(松戸市少年センター設置条例の一部改正)

第3条 松戸市少年センター設置条例（昭和42年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の次に「、義務教育学校又は特別支援学校の小学部」を加える。

(松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第3号ア(ウ)中「小学校」の次に「、義務教育学校又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。